

犯罪被害者支援 〜誰もが安心して暮らすことが できる地域社会のために~

(公社)徳島被害者支援センター 尾田 正宏 さん

センター長

じでしょうか。条例が地域にできると 域社会につながります。 建が図られ、ひいては、暮らしやすい地 って被害の早期回復・軽減、生活の再 施策を担う担当者が決まり、条例に基 10月1日から施行となっているのをご存 づく支援が行われ、犯罪被害者等にと 阿南市犯罪被害者等支援条例が昨年

た民間支援団体となります。 で唯一、徳島県公安委員会から「犯罪 の付添支援を行っています。また、県内 家族等に寄り添い、電話相談、 被害者等早期援助団体」の指定を受け 談、カウンセリング、警察・裁判所等へ 当センターは、 犯罪被害者やそのご 面接相

あれば、警察から事件・事故の発生日 等の場合、本人またはご家族の同意が 指定を受けると、重大な事件・事故 内容等の情報が提供される

> でき、早期の被害回復につながります。 明を受けることなく支援に入ることが 連絡が容易になり、繰り返し事件の説 を営むことができるようになるまでのさ 傷病見舞金、再被害、二次被害の防止 ことになります。結果、被害者等との 阿南市の条例には、遺族見舞金、重 犯罪被害者等が再び平穏な生活

条例のご一読をお勧めします。 遭うかも知れない市民のための施策です。 た人のためだけの施策でなく、明日被害に この機会に阿南市の条例、 被害者支援の施策は、犯罪被害に遭つ

犯罪被害者支援

~心のケアそして寄り添うとは~

(公社) 徳島被害者支援センター 臨床心理士 犯罪被害相談員・公認心理師

阿利

りました。阪神淡路大震災(1995)、 阪教育大学附属池田小学校無差別殺傷 神戸連続児童殺傷事件(1997)大 こった危機は心のケアの大切さが人々の という事件や事故、災害に対してどう 穏な生活、それが一瞬のうちに奪われる 意識の中に認知されてきた歴史でもあ して関わる私にとって大きな課題でした。 対応し、支援をしていくかは心理師と さかのぼれば、この数十年の中で起 誰もが願う安心と安全に守られた平 (2001) 東日本大震災 (20

> り、情報錯そうの中、日々判明してい ンの整備、そして多方面でのケア、自分 和6年1月1日、能登半島地震が起こ おいて対応への議論がされてきたのです。 ついて学校だけでなく多くの関係機関に トレスによるトラウマとメンタルヘルスに 11) など不測の事態が起こるたびス く被害の惨状を目の当たりにしました。 日も早い生活支援の充実とライフライ そしてこの寄稿文を執筆の最中、令

徳島被害者支援センターでの活動 きるよう祈る日々です。 遭われた方々が希望を見出すことがで には何ができるのかを考えつつ、被害に

ング・電話相談 来談者の方々への面接・カウンセリ

押しつけがましいものであってはならな 聴」「心のケア」「寄り添う」ことですが す。その際、大切にしていることは「傾 心理師として対応させていただいていま が来談されたときや電話相談の折に、 いと思っています。 犯罪被害者やご遺族・ご家族の方々

全国被害者支援ネットワーク研修会

の方々への支援に関して各県の取組など 奪われた犯罪被害者やご遺族・ご家族 発に議論されています。 が討議されており、個々でできること、 全体で考えねばならないことなどが活 交通事故・殺人事件などで突然命を

者支援ポスターコンクール」 「命の大切さを学ぶ教室」「犯罪被害

県内の学生さんを対象に広く募集を

いただきたいと考えています。 処の仕方、何より命の大切さを学んで の事態が起こりうることへの理解と対 行っています。 日常の生活の中でも不測

ととされています。 を引き出すことそして肯定的な生活や 心理的援助、すなわち治癒力・回復力 回復、喪失体験の克服や生活再建への はストレス反応や精神的な混乱からの 人生が送れることへの希望を見出すこ 犯罪被害者支援における心のケアと

り越え、社会生活を取り戻すだけの潜 いえます。支援者は被害者が苦悩を乗 もそれらに向き合い乗り越えようとす 必要ではないでしょうか。 自らの尊厳と価値を確かめる闘いとも る意志と力を持つておられます。それは 在的な能力を信じる姿勢を持つことが 被害者は長い闘いを強いられながら

とは何かを考えてくださる機会となれ ばと思っています。 の思いや気持ちを理解し、被害者支援 今回の寄稿が少しでも犯罪被害者等

(公社)徳島被害者支援センター

相談電話☎088-678-7830・

受付時間 月曜日、 088 - 656 - 8080午前9時~午後4時 日は除く) (祝日、12月29日~1月3 水~土曜日

問い合わせ 人権・男女共同 22 -3 0 9 4 参画